

## 熊本地震の被災地支援

### 熊本県に応急仮設住宅建設支援のため職員を派遣します。

「平成 28 年熊本地震」の発生を受け、熊本県から要請を受けた国土交通省から、  
応急仮設住宅建設のための派遣要請がありました。

この派遣要請を受け、建築局では、**職員 2 名を熊本県に派遣**します。



建設中の応急仮設住宅（5月に職員を派遣した川崎市より提供）

#### <派遣の概要>

派遣期間：平成 28 年 6 月 22 日（水）～7 月 5 日（火）

① 6 月 22 日（水）～6 月 28 日（火）

② 6 月 29 日（水）～7 月 5 日（火）

派遣先：熊本県

派遣職員：職員 2 名（①建築職 1 名 ②土木職 1 名）

#### 応急仮設住宅の建設について・・・

災害救助法では、災害時には、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ると定められています。その救助の一つとして、応急仮設住宅の供与が定められており、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設で建設し、一時的な居住の安定を図るものです。

#### お問合せ先

建築局総務課長

小松 伸一 Tel 045-671-2902